

## 翻刻 キリシタン版『さるばとる・むんぢ』

はじめに

イエズス会が、天正の遣欧使節の帰国（一五九〇年）の際に日本に持ち込んだ活版印刷機を用いて刊行していったキリシタン版のうち、『さるばとる・むんぢ』（一五九八年刊）（漢字平がな交りの国字本）（以下「本書」と呼ぶ）は、新たに鑄造された金属活字を使用した国字本としてばかりでなく、振りがな付きの漢字を有しているという点においても、日本における、イエズス会の最初の出版物とされている。

「本書」は、イタリアのカサナテンセ図書館にのみ存する孤本である。「本書」の複製本には、『所載 吉利支丹版集録 サルバートル・ムンヂ』（一九七八年刊・雄松堂書店）があり、海老沢有道氏の、その付録の解説によれば、「本書」は、一八・三×二・五cm、本文三〇丁の小冊子であり、扉表の upper 段に *Salvator* 下段に *Mundi*（世の救主）とあり、題簽を欠くために、通常これが書名として慣用されているが、扉裏が標題で、*Confessionarium* とあるから、「書名」としては『コンヘシヨナリウム』（告解書）を採るべきである」

との見解が示されている。

また、「本書」の翻刻には、長沼賢海「科除規則」（『南蠻文集』一九二九年刊・春陽堂）、松岡洗司「慶長三年 耶蘇会版 サルバトル・ムンヂの本文と索引」（『上智大学国文学論集』六一・一九七三年一月）がある。しかし、両者とも、必ずしも「本書」の原文に忠実な翻刻とはなっていない。一例を挙げることにする。「第五のまだめんと」の九番目の、

**九 力だめしに死人をきりたる事ありや**（16ウ）

は、「九刀だめしに死人をきりたる事ありや」とされるべきところであるが、長沼氏、松岡氏は、それぞれ、

九力だめしに死人をきりたる事ありや。

九、力だめしに死人をきりたる事ありや

とし、いずれも「刀だめし」とあるべきところを、「力だめし」と翻刻している。「本書」には、巻末に、振りがな付きの漢字が一応初出の出現順ということで置かれているが、一六丁、一丁の所に、「かたな」「ちから」がそれぞれ、

漆 崎 正 人



そこで、「本書」は先学によつて既に二度の翻刻がなされてはいるけれども、敢えて本稿において、翻刻を試みることにしたのである。

### 翻刻の方針

- 一 使用するテキストは、クリシタン版『さるばとる・むんぢ』の複製本『所載 吉利支丹版集録 サルバートル・ムンヂ』（一九七八年刊・雄松堂書店）である。
- 一 翻刻にあたっては、原文に忠実であることを第一とするが、かなの字体は、通行の字体による。
- 一 丁付けは、葉の終りに、（一才）等で示す。

○こんひさんをよく申やうと又善作に日を送る

べき儀をしゆる事

ひいですの理を真実に信ずるきりしたん後生の  
あんらくを得る為にいま一ツの儀かんようなり是即かう  
せきをたしかにおさむる事也されば此儀をよくわき  
まへんとおもはゞ一ツの喩へをきけくすしのわづらふ  
人をれうちする時は其病の根をなして其後は  
かはやまひ二度をこらざるやうにやうじやうの道を教  
ゆる者也其ごとく一切の悪人のあにまにも科の病あれは  
くはいきを得ん為には二ツの事専一ツにはこんひさん

以て悪にけがれたる所をきよむる事二ツには其すて  
たる科を二度をかすまじき為にふたん光陰を送る  
べき事はなり此二ツを一々左にあらはすべし

○第一こんひさんの徳儀の事

どうすばあてれ御子ぜすきりしとを一切人間の  
御たゝじてと定め玉ふに依て一切人間のぜんあくを  
御きうめいなされしやうばちの二ツををこなひ玉ふ御  
位を与へ玉ふなり又御主ぜすきりしとは此位を  
させるだうてすに下さるゝ也其位といふは人間の科を  
きゝ糺しあきらめられそれゝにあひあたる  
科をくりをさづけられよとの儀也或時御弟子達に  
此御ゆるしの力を与へ玉ひて宣はく汝等すびりつ  
さんとをうけよ又人間の科を聞それをただすべし  
然らば汝等世界にをひてさだめたらん事をは我も  
天にをひてよしとすべしと此御辞を以てこんひ  
さんの道を定め玉ひこんへそるには又糺してのやくと  
して科をゆるさるゝいりきを与へ玉ふなりされば此  
儀を定め玉ふをもて我等にことにすぐれたる四ツの  
御恩を下さるゝ者也○一ツには我等が科の糺してとなら  
るゝこんへそるは我等同生の人間なれば科をあら  
はす事もやすかるべし若此役をあんじよにあてがひ  
給はゞこんひさんを申事なをかたかるべき事○二ツには

（一才）

（一才）

我等が科をこんひさんにあらはすを以て似合たるいけんを

うけ導かれ天狗のたばかりをのがるゝやうを教へらるべき事○三ツには此こんひさんのさからめんとを定め

玉ふ事諭へば人間科におつまじき為にくつのはの

(2才)

心なり其故は科を犯してもこんひさんを申事ある

まじきとおもはゞ猶ほしるまゝに科をすべき事○四

にはすぶりつさんとのがらさ我等があにまに來り玉ふ

べき道を此さからめんとを以て調へ玉ふ事は也其故はよくこんひさんを申たびごとにどうす御身のがらさを与へ玉ふ事定まれる儀なりそれを如何といふに

此さからめんとに二ツの徳儀あり一ツには科にけがれたるあにまをいさぎよくなす事二ツにはもるたる科を

もてうしなひたるがらさとどうすの御大切を二度

もとむる事は也故を如何といふに誰にてもあれこんひさんをよく致すにをひては致したる程の科を悉く

どうす赦し給ひ同くがらさをも下さるゝ也もし

(2ウ)

もるたる科なき人べにあるばかりを申さば其赦し

をも下さされあまさへ持たるがらさの上に新しきがらさを

を下さるゝなり其ゆへは御主ぜずきりしと御だい

くはんとしてこんへそるを定め玉ふに依て二ツの御ゆるしを下さるゝ也一にはぜずきりしとの御名代としてきかるゝ科を赦さるゝ事二ツには悪人科によて

来世にてうくべきくるしみを此世界にをひてそれに

あひあたるべにてんしやを与へらるゝをもて赦さ

るゝ事但し此世界にてのべにてんしや後生にて

うくべき苦しみのほどにあひあたらざるにをひては

其不足なる分をぶるがたうりよにてうくべきなり

故にこんひさん専也諭へばちやくするいしやうはよこ

るゝ物なるによてさいくあらふごとく何れも其為に

隙を得こんへそるましましさはりなきにをひては

しげくこんひさんを申すべき事よきなり其ゆへは

こんひさんを物にたとふればあにまのけがれをきよむる

すぶりつある湯屋の心也又人の出入しげきざしきは

必さうちをもしげくせずしてかなはぬごとく我等が

あにまも種々の妄念言語進退のみだりなるを

もてけがるゝ事定まれる儀なればさいくこんひ

さんを致し其けがれをきよめずんば有べからず

○第二こんひさんを申べき人々たもつべき条々

こんひさんをふそくなる事なく申さんとおもはゞ左に

あらはす条々をたもつべし一にはこんひさんを申さざる

まへに其覚悟の隙を定むべしゆへ如何となれば

こんひさんと云は犯せしほどの科を思ひ出し背き

奉りしどうすの御前に出て御赦しを乞ひ奉る

儀なれば御前に出奉らざるいぜんに先其かくご肝要

(3ウ)

(3才)

なり諭へば主人より代官しよくを給はり知行の

さいばんをする者其かんぢやうをとげん時は先我が家の

内にて算用をすべきがごとし二には如此かくごを致さん

時をかせし科を猶たやすく思ひ出さん為に此次の

第三ヶ条にあらはす条々をよむかきくかして其一ヶ

条づゝに心を留め犯したりや否やをしあんすべし

又此たよりとなる事は過しこんひさんより此かた

をくりし月日の数と其間にとりあつかひたる題目

すまぬせし所あひ交りしともだち以下を思ひ

出すべき事〇三ツには此等の儀をよくしあんするを以て

覚悟とゝのほりたるにをひては即ふかきこうくはいを

起し今より後でうすのがらさを以て此等の科を致す

まじきとかたく思ひ定むべき事諭へば人ありて

下人に深くふびんをくはふべきに彼者其主人に對して

をちどあるにて扶持をはなされてのち二度奉公の

望み有てかへらんと思はゞ二ツの事をすべき事專也一ツ

にはそのをちどをくひかなしむべき事其ゆへは後悔

なくんば主人の赦しもあるべからず二ツにはかさねて

主人の氣にたがふましきと思ひ定むべき事かくの

ごとく我等もはかりなき御恩を与へ玉ふぜずきりしとに

そむき奉りたるにて御赦しを蒙るべき為にをか

せし科を後悔し今よりのち何たる科をもをかす

(4才)

まじきと思ひさだむべし其外只今も達したる

こうくはいなく又科をかすまじきとの思ひさだ

めもよはき事をなげきかなしまん事專也されば

此後悔のつとめなをくたしかならん為にこんひ

さんを申ざる以前に何れの御影になりとも向ひて

如此申上べし如何に御主ぜずきりしと我が

でうすにてまします御身をそむき奉り数々の

つみ科を犯したる事をつゝしんでこうくはい仕る也

真に御内證をそむき奉らんよりは如何なるくるしみ

なりともしのぎたらんは猶まさるべし只今も我か科に

あひあたるほどの後悔なき事をなげかしく存る也

然れば御身の御はしよんに對し玉ひ只今まで

致したる科の御赦しを与へ給へ又今よりのちは

下さるべきがらさを以て二度科におつまじきとかたく

存し定むる也と

四ツには右条々をつとめてよりこんへそるはちきにぜず

きりしとの御名代と心得深きうやまひをもて御

足もとにひれふしくすの文を唱へあやまりの

おらしよを申べしそれより覚悟したるほどの

科を殘さずあらはし其御赦しをこひ奉る心地

して一ツづゝにいく度おちたるといふ事までも申

べき也もし其数を慥におぼえざるにをひてはをよそ

(5ウ)

いくたび程と申べし喩へば他の物をぬすみたる事  
 十度あらば我盗みをしたる事十度ありと明かに  
 申べしさりながら然々其数をしらずをよそ十度  
 にもをよぶべきやいなやと思はゞ我れ盗みをせし事七  
 八度多くは十度にも及ばんかと申べし茲にをひて  
 一ツの心得あり如何なるもるたる科にてもあればづ  
 かしさをそれかにひかれかくす事あるべからず其  
 故はこんへそるこんひさんを聞玉ふ時はぜずきりしとの  
 御名代なればこんへそるに科をかくす事は直にぜず  
 きりしとを付り奉らんとすることならず是則  
 さきりれじよといひて大きにをもき科也故にこんひ  
 さんに一ツのもるたる科をかくすにをひてはそれを初め  
 として其外の科も赦し給はず却て其かくし  
 たる事新き大科となるが故に科に科を重ねる者也  
 されば如此科をかくしたる人は其由をこんひさんに  
 あらはさずんば其後致すほどのこんひさんみな無益と  
 なる也爰を以てこんひさんを申す人科をかくさんよりは  
 申さざる事は猶勝るべし然ば此科を隠すいはれは  
 或は恐れ或ははづかしき事のたくひなればそれを  
 退くべき為に一ツの心得ありばあてれこんひさんの内に  
 聞玉ふ事を他にあらはさるゝ事曾てなし縦ひ命を  
 失ふ事ありといふとも一のべにある科をもあらはさ

るゝ事叶はれぬ也

五にはこんへそるより授け給はんべにてんしやを忘れ  
 ざる様にはやくつとめん事肝要也其上御主の御  
 教化に任せ御授けのべにてんしやの外におらしよ  
 ちしびりなせじゆん慈悲等の行体をなすべし此等の  
 所作相叶ふにをひては日々にもさなくは七日ごとになり  
 とも致すべき事尤然るべき也其故はこんひさんのべに  
 てんしやを油断によてをこたるか或はつとむるといふ  
 とも我が科に相當るほどのべにてんしやにあらずんば  
 ぶるがたうりよにをひて其不足なる所を深きくる  
 しみを以てほうずべき事定りければ現在にて少  
 づゝなりとも科をくりをすべき儀也さりながら此  
 授けられしべにてんしやの外の所作はせずして  
 叶はずといふにはあらず  
 六ツには多うかりすちあを受奉る人ならばこんひさん過て  
 より今度も又授り奉るべきや否やをこんへそるに  
 とひきはめ授かるべきにをひては左の心得をなすべし  
 先是を授り奉らん人は其前の夜半時分よりのみもの  
 食物をたつべし若油断か又は何たる道にてもあれ  
 物のみ食したるにをひては其日多うかりすちあを受  
 奉る事叶はず去ば此御授けにはでうすの御実子  
 我等が御主ぜずきりしと在せば深き敬ひをもて

(6ウ)

(7オ)

あるたるに近づき我があにまを御見舞として御来迎なさるゝでうすの御むかひに出奉ると思ひとるべしさてあるたるの前にひざまづきばあてれゑうかりすちやを授け給はん時は口をひらき舌をくちびるまでさし出し受奉りてよりは齒にてかむ事も

(7ウ)

手をかくる事もなく只口の中のうるほひばかりにてのみ入べし如此さからめんとを授り奉てよりはやくかへり申事は只今あにまにやどし奉りたる御方をかるしめ奉る道理なればせめて小半時の間多けれんじやにかしこまり御礼のおらしよ其外過し科の

御赦し此後科におちざる為のがらさ又は我身を初め一門けんぞく科におちずさいなんを遁るゝやうにとつゝしんで乞ひ奉るべし其故は其時御主汝があにまに在せば汝が訴訟をきこしめし叶へ給はんとおぼしめし乞ひ奉る事を悦び玉ふ也もし又未ゑうかりすちあを受奉る事なく今度初めならばこんへそるに其致すべき様体をくはしく尋ねならふべし

(8オ)

○第三こんしえんしやをたゞす道を教る事

こんひさんの為をかしたる科を思ひ出さんとのぞまばまづ過しこんひさんより以来の年月をかんがへそれより左にあらはるゝ条々をよむべし若我れとよむ事叶はぬにをひては人によませ一ヶ条づゝに心を留め

過しこんひさん以来かやうの事を致せしや否やとしあんをしいだしたりとおぼえば其上に此儀はいくたびありしぞとしあんし如此一ヶ条づゝに心を留めしあんして其内に致さざる事あらば申にをよばずそれを如何といふにをかせし科をば残らずあらはさずしてかなはざるごとく致さざる科を申事或は他人の科を申す事曾てあるべからず只わが致したる事

(8ウ)

ばかりをありのまゝに申べし又茲にをひて一ツの心得肝要也左にかきしるすまだめんとすに付ての条々皆もるたる科に非すべにあるもあるなり其故はいづれのまだめんとをなりともそむく時其そむきやうかるくはべにあるとなりをもくはもるたるとなりなり諭へば四ばんめのまだめんとに付て夫は其妻にきぶくあたりたるやと左にあらはすべきところをば如此分別すべしおとこ其妻を無理に打擲し又はきずをつけたる事あらばもるたる科也たゞし軽き辞の折檻か少しうつ事以下はべにある也同七ばんのまだめんとに盗みすべからずとある事をいふに其盗のあたひ凡銀ね三分四分の儀ならばべにあるなりたゞし十文目二十目ともとりたるにをひてはもるたる科也他是に同じ

(9オ)

○まだめんとすの事

第一御一体のうすを敬ひ貴ひ奉るべし

第二貴き御名にかけてむなしきちかひすべからず

第三どみんごいはひ日をつとめ守るべし

第四汝の父母に孝行すべし

第五人を害すべからず

第六邪淫をかすべからず

第七偷盗すべからず

第八人にざんげんをかくべからず

第九他の妻をこひすべからず

第十他の宝をみだりに望むべからず

第四まだめんとすの初の三ヶ条に付て糺す

べき事

第一ばんのまだめんと

一きりしたんになりてより神ほとけを拜みたりや

否やと糺し拜みたるにをひては幾度と其数をも

申べしよの条々にも如此なるべし

二神ほとけのばちををそれたる事ありや又人間に

ばちりしやうをあたゆる事叶べきと思ひたるや

三ぜんちよのほうにまかせ月待日待をし或は祈禱の

為にみこおんやうじやまぶしなどをよびたる事

ありや

四たとひ心中にはきりしたんをすてずとも或は人

(9ウ)

よりきりしたんなりや否やと問はれたらん時言葉を

もてちんじ或はきりしたんにあらずと顕さん為に

ぜんちよの珠数まぼりなどをかけ其外ぜんちよの

行ひをなしたりや否や此等の儀は真実よりせざれば

ひいですをうしなはする儀にはあらざれども科

なればこんひさんに申べし

五うらなひまじなひなどを我とするか人にさする

事ありや

六又は時日はうがくを見夢を信じとりけだものゝ

なきこゑをきにかけてたる事などありや

七ひいですの条々に信ぜざる事ありや

八きりしたんの教へは真実なりや否や又其教への

内の何れの題目にてもあれ疑がはしく思ひたる

事ありや

九ならふ事かなひながらおらしよをならはず又知ながら

申さざる事あらば是をもこんひさんに申べし又しら

ざるにをひてはならひ知たるにをひては今よりのち申

べし

十身上に悪事さいなん出来し或は心にまかせざる事

ある時でうすを恨み奉り或は万事を治めはからひ

玉ふ事なきかと疑ひたりや

第二のまだめんと

(10ウ)

(10オ)

(11オ)

一 ぜんちよにあたるせいもん中にも湯ぎしやう火ぎしやうをとるか人にとらするかせし事ありや

二 きりしたんにあたるせいもんたりといふともそらぜいもんを致したる事有やせいもんの題目真なるにをひてはもるたる科にはあらざれども肝要の子細もなく敬ひなきにをひてはべにある科となるべし又か様のせいもんを致せし事人にあたをなさんとの心あてなりしや

三 疑はしき事を真也といひてせいもんをたてたりや四何にてもあれわが後生のけらくを得る為に肝要なる事をすまじきとか又は何れの科なりとも

犯すべきとせいもんしたる事ありや又加様のせい

(11ウ)

もんをとげたりや否や其故は如此のせいもんは致すべき事にあらず致したりともとぐべき事にも非ず

五 子細なくして人にしたるよき約束をたがへ

たる事ありや又其に依て他人の上にそんをさせ

たる事ありや

六 神佛にぐはんをたてたる事ありや若たてたりと

いふとも科なればとぐる事なかれ

七 でうす又はさんとすにたてたるぐはんを叶ひながら

とげざる事ありや

八 きよごんを云ひ中にも人のあたとなるきよごんを

いひたる事ありや

第三のまだめんと

(12オ)

一 どのみんごんにふれれじやよりふれ玉ふべあと日にさせるいはれなくしてみいさを拜まざる事ありや

二 せすたさばどくはれいずま其外ふれれじやよりいましめ玉ふ日に肉食したりや

三 年に一度定りたるこんひさん或は命あやうき時に望みてこんへそる在ましながらこんひさんを申ざりし

事ありや其故はたとひあやうき病なりともこんへそるありあひ給はずはこんちりさん計にてもすむ也

四 ぶれじやよりふれ玉ふぜじゆんを餘儀なき子細なくしてやぶりたる事ありや

第五相残る七ヶ条のまだめんとの事

第四のまだめんと

(12ウ)

一 父母に對する孝行いかゞありや又其事たらずなんぎなる時力をそへたりやいなや

二 夫は妻を無理にきびしく折檻し女は夫より科にあらざる事をいひ付る時随はざりしや否や

三 子を持つる者はきりしたんにあたる肝要の題目を教へ科をする事あらばいさめの中にも若道其

外の色にふける事あらば折檻を加へ男子女子ともに色ごのみの科に落ざるやうにせいをいるべき事なれば

此等の儀にゆるかせありや否やを糺すべし  
 四せんちよのひくはんを持たる人別して家内にめし  
 つかふ者ならばきりしたんになるべき様にいけんを  
 加ゆべき事專要なれば此儀に油断ありや否やを  
 申べし然といへどもおさへてきりしたんになさんと  
 する事曾あるべからず同其人きりしたんならば  
 御おきての旨を保つ様に心懸をなしたりや否やと  
 糺すべし

こんひさん申人知行をもつ人を進退する者

ならば此上に又左の条々をしあんすべし

五領内の者どもに對して非道を行ひたる事ありや

六我が進退する者どもの中に公事沙汰など出来

したる時非を糺さず理に落着したる事有や

七領内の者どもに力に及ばぬくはやくをかけ無理に

ぶんざいに過て米錢を出させたる事ありや

八もるたる科になる事をいひつけたる事ありや

九害すべき程の科なくして我が進退する者を害させ

たるか或は其科真なりや否やを知らずして成敗し

たる事ありや

十人を成敗する時叶ひながらこんひさんを申させざり

し事ありや又其者せんちよなりしを叶ひながら

致さざるいぜんにきりしたんになさざりし事ありや

(13才)

十一科ある者を成敗する時科なきさいしけんぞく  
 一門の者どもを害したる事ありや  
 十二物の奉行などをいひつけたる者あらはれて無理を  
 行ふと知ながらいさむる事なく知らぬていにてめし  
 つかふ事ありや  
 十三ねんぐをおさむる時百姓を無理にせめいらでなさせ  
 なくあたりたるや

こんひさんを申す人物の役奉行代官などを

する人ならば又此条々を糺すべし

十四さいばんする主人の物を自他の為にかすめ取たる  
 事ありや

十五百姓など地頭におさめずしてかなはぬねんぐ又は

何れの人にもあれわが主人にまいなはずして叶

はぬ事あるを或はわいろにふけり或はしたしみなるに

よてひいきをし或は油断によりて其利を主人に

失はせたりや同く一人のまいなふべき事を其あた

ざる別人にかけたる事ありや

十六公事役をさせ物を出さする時主人の下知よりも

猶多くさせ其餘をばわたくしの徳となしたりや

十七百姓のねんぐを請とり又公事役などをさするに

けんぼうをこえ猶きびしくしたる事ありや其を

如何といふに此等の事は達してつとめさすべき事けん

(13ウ)

(14ウ)

ばうたりといへども情なくせむべき事にはあらず  
 十八百姓の前よりは大きなますにて請取主人へは  
 小きますにて治めたるや其外主人の下知をもて  
 飯米をおろし或は他にうけおひたる米五穀を渡す時  
 悉く渡さず我が為にか主人の為にかひかへ置きたる  
 事ありや

第五のまだめんと

一 非道に人をがいしたる事ありや  
 二 けんくはをし打擲にんじやうし又は此等の悪事に  
 合力したる事ありや  
 三 他人に恥辱をしかけ又はめんぼくを失なはするほどの  
 悪口をいひたる事ありや  
 四 人と中をたがひ物をいはず或は深きいこんをふくみ  
 たる事ありや  
 五 他人の上に悪事出来せん事をねがひ或は真実より  
 のろひたる事ありや  
 六 人にもるたる科をすゝめ或は其科に合力したる事  
 ありやそれといつば非道のなかだちとなるたぐひ也  
 七 他人にいこんをふくませたがひに深く中をたがはせたる  
 事ありや  
 八 さいしけんぞくの科をいましむる事叶ひながらいま  
 しめ留めざりし事ありや

(15才)

九 刀だめしに死人をきりたる事ありや  
 十 女人に子をおろさせ又は其為にいけんをくはへ或は薬を  
 与へたる事ありや  
 十一 女人ならば子をおろしたる事ありやを申べし  
 十二 同くうみ出してより害したる事ありや  
 十三 男女によらずじがいせんと思ひたる事ありや

第六のまだめんと

一 かうしよくの科に心得べき事あり其といつばたがひに  
 妻なき時の科或は二人の内一人はふうふを持たながらをか  
 せし科か又其あひての女びるせんとて未夫のまじ  
 はりの道をしらざる人か又はふぼんのぐはんある人にて  
 ありしやを申分べし  
 二 女人のくはいにんせざるやうにまじはりなせし  
 事ありや  
 三 手かけをもちたりや  
 四 手づからじやいんをもらしたりや又妄念によて  
 人の身に手をふれたる事ありや  
 五 にやくだうの科ありや  
 六 れんぼのうたをうたひ又はれんぼの沙汰を聞き  
 語るをもて悦びたりや又加様の沙汰ある書物を  
 妄りなる心あてにてよみ聞たる事ありや  
 七 れんぼのふみ又は使を人にやるかうけたる事ありや

(16才)

(16ウ)

八れんぼの道より人にかたみをやり或はとり又は持てる事ありや

九けいせいをたてたる者ならば其身の進退と其間の

ひさしさを申べし

十男女によらず人にこひしたはれたく望み又其望みを

とげんとせしや

ふうふある人ならば又此条々を糺すべし

十一ふうふの間にもかたらひの時子をまうけざる様に

まじはりをなせしや

十二させるいはれもなきに女人わが妻のまじはりを同心

せず夫をたぼんの科にあやうくなせしや又夫のかた

よりもかやうの儀ありや

第七のまだめんと

一何なりとも物を盗みたる事あらば其色を申

べし其科のかるきをもきはこんへそるより糺し教へ

玉ふべければかへしわきまゆる儀も万事其御いけんに

まかすべし

二金銀にすぎなまりのたぐひをふきませつかひたる

事ありや

三しやうばいにぬきばかりをしわたくしなるます

などをつかひたりや

四うりかひの時悪き物を上にはよくみせ其外如何様の道

にてなりとも人をぬきたる事ありや

五物をかすに道理にはづれて利をとりたる事ありや

此儀に付てはこんへそるより教へ玉ふべければそれに

随ひてすべし

六人の無理にそんをする題目となりたるや

七力ありながらうけおひたる物をなさざりし事ありや

八めしつかふ者に定りたる給分をとらせざるや

九ばくちをうちたるや

第八のまだめんと

一他人にきよせつをいひかけたたりやとりはき其題目

深き事なるにをひてはもるたる科なれば又其をいひ

はるけずんばあるべからず喩へば物を盗みたる者は其を

返さずして叶はぬがごとく也

二人の科をほめたる事有や其を如何と云にほむるを

もて彼人に猶々科をさするたよりとなればなり

三肝要なるいはれなくして他人のもるたる科を

人にあらはしたる事ありや肝要なるいはれなく

してといふ事は彼もるたる科をしたる人にれう

けんをくはゆる為ならばあらはしても科にあらざるに

よてなり但是に付てもまよひあるまじき為に先

こんへそるに其様体を尋ね申べし

四他人のもるたる科を語りてそしりあひたりや

(17ウ)

(17オ)

(18オ)

或は人のそしるに一味し語りたるやかやうの事を  
きかん時はさゝゆべき事肝要也

第九第十のまだめんと

一六ばんのまだめんとにあらはす条々の内何れにても

(18ウ)

あれたとひ所作にはとげずとも望みたる事ありや

二同く其まだめんとにあらはす科の内何れをなり

とも思ふ時悪念なりとわかまへながらそれをおもし

ろく思ひよろこぶよ其念を留めたりや

三第十ばんのまだめんとにあらはす条々の内何れ

にてもあれたとひ所作にはとげずとも望みたる事

ありや

第六七のもるたる科に付てこんしゑんしやを

糺すべき条々

第一まんきの事

一他人をいやしめたる事ありや

二もるたる科をしたる事をじまんして人に語りたる

(19オ)

事ありや喩へばけなげ者とおもはれんとて人を

致したる事などをかたるたぐひの事也

三此等の事をせずといへども身をほめられんとて

したるやうにいひたりや

四たとひ善事なりとも人に善人と思はれんとの心

あてばかりにてせし事ありや

第二ねたみの事

一ぼろしもの上によき事出来する時そねみかな

しみたりや

二同く悪事出来する時よろこびたりや

第三とんよくの事

一財宝を求めんとてもるたる科を致したる事有や

(19ウ)

二ひにんのうえかつゆるを見て力ありながら合力せざりしや

第四ばうしよくの事

一ときやくするほど物を食しすぎしたる事ありや

二分別をくりますすほど酒のみだる事ありや

三同く人にも分別をくりますすほど酒をすゝめたる

事ありや

第五たんりよの事

一けんぞく或は他人に對してふかきいかりををこし

いこんをさんぜん為に仇をなさんと思ひたる事ありや

第六けだいの事

一わがあにまの扶かる道をならひしる事に油断ありや

二我が油断によて一圓談儀を聴聞せざるや

三けんぞくの上のさいばんゆるかせなるに由て下人子

どもの身持あしき事ありや

第七善作に日を送るべき為に保べき条々

きりしたんたる者よくこんひさんを致すべき道をば

(20オ)

はやあらはずによて今は又右にもいひしごとく二度科におちかへるまじきたりとなる事をあらはずべし是即日をよくをくるにあり

さればまづ朝にねふりさめば即さんちいしまちりんだでばあてれひりやすびりつさんと三のべるさうな御一体のうす貴まれたまへと申上べしそれより立揚りいしやうをちやくし其日科におつまじき

為にれうけんとなる一の儀をすべし是則ゑすきりつうらに見ゆるごとく汝が終を思ひ出せ科をする事あるべからずとの儀也終とは即死るとじゆいぞばらいぞ

(20ウ)

いんへるのゝ事なり然ればまづひざまづきくるすもんを唱へばあてるなうすてるあべまりや三返申べし是も又三にわけてさいしよのばあてるなうすてるあべまりや一返をばでうすばてれに捧げ奉りて申上べきは只今のおらしよを御身へ捧げ奉るわれふりよのわざはひにあひとん死せざる様にはからひ給へ頼み奉る其つぎの一返をばでうすひりよへ捧げ奉り如何にでうすひりよせずきりしと我死して後御糺明あらん時御憐みをたれ玉ふ様に此おらしよを捧げ奉る三ばんめの一ぺんをばすびりつさんと上奉りいんへるのゝ(21オ)苦しみをのがし玉ひ御身のぐらうりやを与へ給へと頼み奉るべし如此致してより又申上べきは如何に

でうすばあてれ今日我が致すべきほどの所作を御身に捧げ奉るせずきりしとの御死去に對し給ひわれ

今日一ツの科をも致さざる様に計ひ給へ如何にでうす

ひりよせずきりしと今日申べきほどの辞を悉く捧げ奉る御身の御死去に對し玉ひて我今日悪き

辞をいはざる様に頼み奉る如何にでうすすびりつ

さんと我が念りよを悉く捧げ奉るせずきりしとの御死去に對し給ひて我今日悪念に同心致さざるやうに

御力をそへ給へと申べし其後又びるぜんさんたまりやにあべまりや三返しゆごのあんじよと我名の

さんとにあべまりや一ぺんづゝゑかう致し如此申上べし

(21ウ)

如何にでうすの御母びるぜんさんたまりや又我を守護し玉ふあんじよと我が名のさんと申上奉る今日敵

より我に仇を致さざるやうに御守護を加へ給へ頼み

奉ると申べし此等の事をおぼゆる事叶はずはよむ

事も然るべし○若人ありて是より外別に致す

べきおらしよあるに由て是をさしをきそれを申

度と思はゞ先其由をこんひさん申べきばあてれにあら

はすべし○されば右条々の儀をつとめをはりて以後

つねの日なるにをひてはめんくの所作を致すべし

但しどみんごか祝ひ日か用いずして叶はぬ日ならば

ゑけれじやにさんけいししみいさを初めより終まで

(22オ)

深き敬ひ信心を以て拜み其内にはこんたすのおらしよか又はくはんねんかを致すべしおすちやとかりすを拜み奉る時は此等のおらしよを申べし

おすちやを拜み奉る時のおらしよ

御主ぜずきりしとさんたくるすの上をひて

世界を扶け玉ふによてくぎやうらいはいし奉る

我等が科をゆるし給へ頼み奉る

かりすを拜み奉る時のおらしよ

一切の人を扶け給はん為にくるすの上にて流し玉ふ

御主ぜずきりしとの貴き御血を拜み奉る

○談儀あらば徳を得度との望みにて聴聞すべし

喩へば病者は醫者の云事をつとめん為に慥に其言を

聞がごとくなるべし又何れのくるす御影をも深く

うやまふべし

日所作に守るべき事

不断家内にて又外にても人にさんくはいし物語を

せん時三ツの事をたしなむべし

一ツには他人の科をばたとひ真なりともあらはすべから

ざる事其故はあらはすをもて外聞を失なはする者也

喩へば人の財宝をぬすむ事科なるごとくめんぼくを

失なはする事も又科也たゞしそのあらはすあひて

其事をきゝれうけんをくはゆる事かなふ人ならば科に

(22ウ)

あらず是即こんへそるゑけれじやの司などの事也

二ツにはきよごんをいふべからざる事ゆへいかんとなれば(23才)

其きよごんあさければべにあるとなり題目おほきに

して人のあたとなる事ならばもるたる科也

三にはいんらんにあたる事をいふべからざる事其故は

かやうの儀はいひ手のあにまの事はいふに及ばず聞手の

あにまにも仇をなす事喩へば毒薬の人の身を破るが

ごとし又てうせきのめしの時分に三ツのたしなみ

あるべき事

一ツぜんをそなへてよりむさと食すまじき為に先

如此のべんさんのおらしよを申べし

しよくぜんのおらしよ

でうすばあてれひいりやすびりつさんと三ツのべる

さうな御一体のでうす我等と此おんじきの上へん

さんを唱へ玉ふやうにと頼み奉るあめんばあてなるうす

てる一べん

若此おらしよをしらずんばあてなるうすてる一返申

ぜんの上にくるすのもの唱へて食すべし此くるすの

もの御功力をもて其食物に天狗籠りゐるといふ

とも即にげざるべし

二酒をすこすべからざる事ゆへいかんとなればさん

ばうろ宣ふごとく酒に色ごのみあり故に是をもちひ

(23ウ)

すこす者はあにま色身にわざはひをなすなり喩へば  
油は火をもやすごとく酒もかうしよくの火ををこし  
たんりよいかりなどのもとひとなる也

三食すぎてよりは如此御礼のおらしよを申べし

食後のおらしよ

どうすのぐらうりやいやまじにおはしまし人間は

無事にさかえ死人はふたいのけらくにいたるやうに頼み

奉るあめんばあてるなうすてる一べん

代々をかさねてしんらまんざうを治め給ひ万事叶ひ

玉ふでうす我等かうふり奉りたる万の御恩賞の御

礼をなし奉るあめん

○そうじてつねになすべき心懸といふはわが家の内に

何たる悪事ありや下人子ども何たる科を致す

ぞと尋ねさぐりていけんを加へいさめをなすべし又

女子を持たる人はみだりに人にまじはらざるやうに

すべし其を如何にといふに主人は下人にいしよくを

与へ親は子どもを養ひそだつるのみならず其あにまに

あたる事をもをこたる事なく心がけでうすを背き

奉らざるやうにせいを入ずして叶はぬ儀也是を

さし玉ひてさんばうる父母として子どもの上を

心懸ず主人として下人の上をさいばんせざるは主人

親にあたる役を勤めざるがゆへにぜんちよにもをと

たりと宣ふ也

○ぬぬる時はひざまづきこんしゑんしやのきう

めいを致すべし是即五ヶ条にこもる也

一其日の御恩の御礼を如此致すべし如何に御主

今日我にくだされたるほどの御恩の御礼をつゝしみて

申上奉る

二其日に致したる科をみしるやうにがらさを与へ

給へと頼み奉るべし

三其日中の心言所作には何とありつるぞと糺す

べし其為にはゆきたる所あひかたらひたる人を思ひ

出す事合力となるべし

四如此致してより科ありと思ひ出さば即こうくはい

致しをもき恩を蒙りたる主人のめいを背きたる

者のごとく其あやまりを悲むべし

五今より後でうすを背き奉らざるがらさをこひ

奉るべしそれよりして犯したる科をこうくはい

致しせずゝの御疵に對して赦し給へと頼み申

何なりともおらしよを申びるぜんまりやを初め奉り

守護のあんじよ我が名のさんとをもたのみ奉りて

ふすべし

※此一くはんの内初心の人々分別しがたかるべき

ことばの心をよそあらはす者也

(24ウ)

(24オ)

(25オ)

(25ウ)

- さんちいしまちりんだあで○たつとき三のべるさうなごいつたいの  
 ○どううすばあてれ○だい一のべるさうなおんこと也  
 ○どううすひりよ○たい二のべるさうなおんこと也  
 ○どううすずぶりつさんと○だいさんのべるさうなおんこと也  
 ○どううすずちや○おんあるじむすきりしのおんたいちきにそなはり  
 ○あにま○にんげんのちゑいのちのしやうたせこれしんをはなれてもらい  
 ○にんげんををばりなくいきりながらへせんにあくるへんほうをうくるたい也  
 ○こんひさん○ばあてれにわがとがをあらはすと也  
 ○ひいです○どうすのおんをしへをまことにうけてまつること也  
 ○させるだうて○ばあてれのこと也  
 ○こんへさうる○こんひさんをきゝたまふばあてれのこと也  
 ○あんじよ○てんにんのこと也  
 ○さからめんと○おんさうげのこと也このおんさうげは七あり  
 ○もるだる科○あにまをばりなきくるしみにおとすほどのとが也  
 ○べにあるとが○かろきとがのこと也  
 ○べにてんしや○にんひさんのさからめんとのこと也またぎやうたいのこと  
 ○をもちふ也またこんひさんのときはあてれさうつけたまふ  
 ○とがをくりのことをもいふ也  
 ○ぶるがたうりよ○げんせにてくりはたさるとがをくりをたつする  
 ○くるしみとをくり也  
 ○すぶりつある○めにかゝらぬことまたごしやうたあたること也  
 ○まだめんとす○おんあるじでうすまたゑれじやよりさうつけたまふ  
 ○ごおきてのちうぐ也  
 ○ゑけれじや○きりしたんいちみちのこと也またまいじごてちぢぢ  
 ○をもちふ也またきりしたんやしやうなるつかさにもとる也  
 ○べやと日○いはびもちひたてまつるひ也  
 ○くはれずま○ゑんぢうにちぢぢりしたまふさうたいりためとして  
 ○をいふ也またきりしたんはまふ四十にちうたもこと也  
 ○ゑすきりつうら○どうすのおんつけをもちかゝれたるさやうもん也

## (26ウ)

- じゆいぞ○せかいのをはりににんげんのぜんあくをたゞしたまふこと也  
 ○ばらいぞ○しやうをひてせんにのけらくをきはめたまふこと也  
 ○いんへるの○しやうをひてあくにんくるしみをうくること也  
 ○おすちや○みいさをこなひのためにせうばくをもちのへたるゑんさうのこと  
 ○かりす○みいさのおんをこなひにつかひたまたつときしろかねのうづものは  
 ○がらさ○どうすよりあにまにあたへんなるしやうよりよく也またあにまを  
 ○どうすよりあたへたゞだるなり  
 ○どみんご○七にちのひかすのしよにちこれもちゆるひなり  
 ○せくだ ○二日 ○てるしや ○三日  
 ○くはるた ○四日 ○きんた ○五日  
 ○せすた ○六日 ○さばど ○七日  
 ※このきやうのうちにそなはるじのよみこゑをつけあら  
 はすなりこれも又やすくたづねあたらしめんが  
 ためにかみかずの一二三にしたがひこゝにあつめをくじの  
 うへにも一二三をつくるなりひとたびまへにつけたる  
 字をかさねてはつけざるがゆへにかみかずと字のうへの  
 かずをみあはせたづぬる字なきにをひてはまへに  
 ありとこゝろへあとをたづぬべし  
 ○一 ○善作 ○送 ○儀 ○理 ○真実 ○信 ○後生 ○是即  
 ○たゞ ○そのまひ ○のち ○ふたゞ ○みち ○をあら ○もなり ○いっさい  
 ○諭 ○其病 ○根 ○後 ○二度 ○道 ○教 ○者也 ○一切  
 ○悪人 ○科 ○専 ○光陰 ○左 ○徳儀 ○人間 ○定  
 ○よつ ○くた ○あたへ ○おんあてじ ○たゞし ○にんげん ○さか  
 ○依 ○位 ○与 ○へ ○御主 ○糾 ○或時 ○弟子 ○達 ○力  
 ○のたまふ ○のたまふ ○のたまふ ○のたまふ ○のたまふ  
 ○宣ふ ○汝等 ○聞 ○然 ○世界

## (27ウ)

## (26オ)

## (27オ)

- 二 御辞ごごじ 御恩ごおん 同生どうじやう 若わ 役やく 給たまは 申まうす 似合にあひ 合あひ 導みちびく
- 天狗てんぐ 故ゆへ 犯まかす 猶なほ 来きたると 調しら 誰たれ 致いたす 程ほど 悉ことごとく 赦ゆるす
- 三 持もち 新あらた 名代なしろ 来世らいせ 但ただ 苦くるしみ 不足ふそく 分ぶん 除はず
- 湯屋ゆや 出入しゆつじゆ 必かならず 我等われら 種々しゆく 妄念まうねん 言語ごんご 進退しんたい
- 条々じょうじょう
- 四 覚悟かくご 如何いかん 云い 思おも 背そむ 乞こ 先まづ 肝要かんよう 主人しゆじん
- 代官たいくわん 知行ちやくちやう 家いえ 算用さんよう 次つぎ 否いな 数かず 題目だいい 交まじ 起おこ
- 深ふか 彼者かのもの 對たいする 扶持ほふぢ 奉公ほうこう 後悔こうはい 氣き
- 五 蒙まう 達たつ 御影ごえい 向むか 仕つか 真まこと 内證ないせう 右みぎ 足あし
- 文もん 唱とな 殘のこ 慥たしに
- 六 他た 盜ぬすむ 明あきら 茲こゝ 直ちき 付たは 則すなは 初はじめて 却かへ
- 重かゝ 無益むえき 爰あきら 勝まさり 隱かくす 恐おそ 退ひざり 曾かつて 縱いひ 命いのち
- 失うしな 授さづ 忘わす
- 七 様やう 教化けうけ 任まかす 慈悲じひ 行体ぎやうたい 所作しよさ 相叶あひか 尤もつと
- 油断ゆだん 當あた 現在げんざい 受うくる 過すぐる 夜半やはん 食物じよくぶつ 食く 実子じつし
- 在ま 敬まします 近ちか 見舞みまひ 来迎らいかう 舌しか
- 八 齒は 手て 小半時こはんじ 遞たがひ 汝なんぢ 訴訟せうじゆ 悦よろこ 未いまだ 留とど
- 九 皆みな 非あらず 夫おつと 妻つま 打擲うちやうぢ 輕をよ 折檻せつかん 凡たゞ 銀ぎん
- 貴た 守まも 父母ふぼ 孝行かうかう 害わざはひ 邪淫じやいん 偷盜ちゆうたう
- 十 宝たから 望のぞむ 神かみ 拜おがむ 幾度いくたび 祈禱せうだう 言葉ことば 願あらはす
- 珠数じゆず 行をこな 夢ゆめ
- 十一 疑うたが 出来しゆつらい 恨うらみ 治おさ 子細しさい

(29才)

(28ウ)

(28才)

- 十二 約束やくそく 肉食にくじき 餘儀よぎ
- 十三 隨したが 男子なんし 女子によし 落お 專要せんよう 旨むね 保たも 心懸こころがけ
- 領内りやうない 公事こうじ 沙汰さた 落着おちやく 米錢べいせん
- 成敗せいばい 致いたす 奉行ぶぎやう 百姓ひやくしやう 自他じた 地頭ちとう 利り
- 十五 多おほ 請こた 情なさけ 飯米はんべい 五穀ごこく 置を 恥辱ちじよく 惡口あくぐち
- 十六 刀かたな 死し 藥くすり 語かた 書物しよぶつ 妄みだり 使つかひ
- 十七 金銀きんぎん
- 十八 一味いちみ
- 十九 善事ぜんじ 財宝さいほう 求もと
- 廿 酒さけ 仇あだ 扶たす 一圓いちえん 談儀だんぎ 聽聞ちやうもん 朝あした 立揚たちあがる
- 廿一 終おはり 捧さぐ 糺明きうめい 憐あはれむ 死去しきよ
- 廿二 守護しゆご 敵たか 心信しんしん 血ち 病者びやうぢや 醫者いしや
- 廿三 家内けない 司つかさ 毒藥どくやく
- 廿四 籠こご 恩賞おんじやう
- 廿五 親おや 養やしな 勤しん 悲かな 疵きず

(30才)

(29ウ)

注 原文では、「○」を欠いているので、私に補った。

(うるしぎき まさと / 本学教授)